

徳島海上保安部
 令和2年1月22日
 午前11時00分発表

令和元年における海難発生状況（速報値）

徳島海上保安部及び美波分室の担当する徳島県、淡路島南部海域における海難の発生状況を取りまとめましたので、お知らせします。

（括弧内は前年比）

●船舶事故等

- 「船舶事故隻数」：19隻（1隻減）
 死者・行方不明者：2人（前年と同数）
- 「インシデント」：2隻（前年と同数）

●人身事故等

- 「人身事故者数」：7人（7人減）
 死者・行方不明者：6人（3人増）
- 「その他の人身に係るトラブル」：6人（9人減）
 死者・行方不明者：2人（5人減）

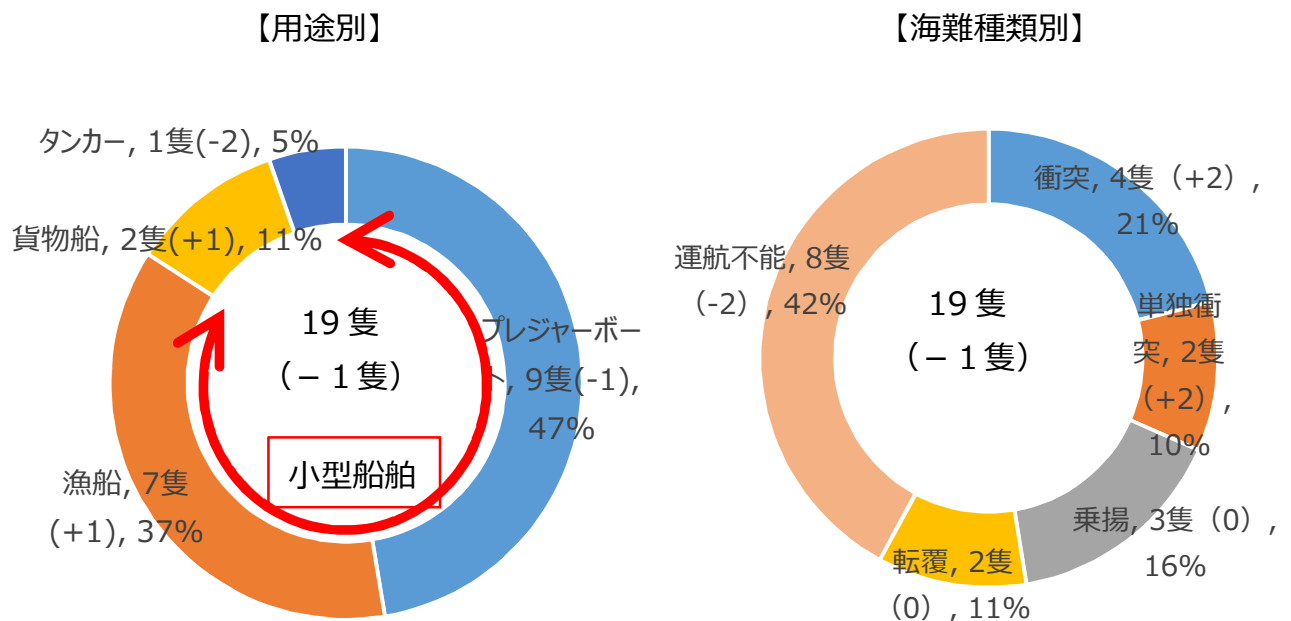
★「インシデント」とは、船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じなかった海難をいいます。

★「その他の人身に係るトラブル」とは、海上又は海中における活動中に死傷者（自殺、病気等を除く）が発生しなかった海難をいいます。

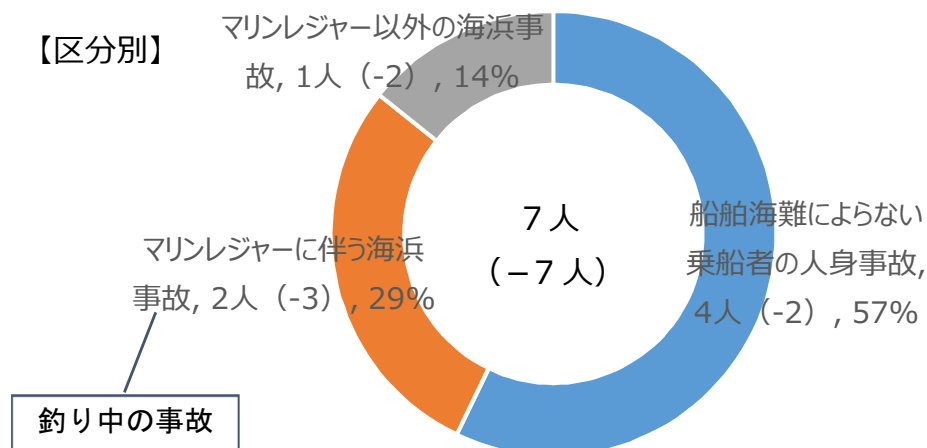
【参考】平成29年までの計上方法による過去5年間の推移

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年
船 舶	海難隻数（隻）	24	25	20	22	21
	死者・行方不明者（人）		2	2	2	2
人 身	海難者数（人）	30	22	20	29	13
	死者・行方不明者（人）	15	11	12	10	8

船舶事故（アクシデント）発生状況



人身事故発生状況



マリレジャーに伴う海浜事故の3人減少の内訳：釣り中の活動が1人
磯遊び中の活動が2人

【海難定義の見直しについて】

海上保安庁では、平成30年から、より効果的な海難防止対策を講じるため、船舶の運航に関連した損害や具体的な危険が生じたものを「船舶事故（アクシデント）」、これらが生じていないものを「インシデント」とし、また、海上又は海中における活動中に死傷者が発生した事故を「人身事故」（自殺、病気等を除く）、これらが生じていないものを「その他の人身に係るトラブル」と定義し、「船舶事故（アクシデント）」・「人身事故」に対策を重点化しています。

主な船舶事故の事例

○ プレジャーボートの転覆【行方不明】

9月8日、東海・関東地方に台風15号が接近する中、プレジャーボートが鳴門方面で遊漁を終え帰港中、当該プレジャーボート船長が知人に電話をかけたのを最後に連絡が途絶。9月10日、吉野川河口から東方向へ約1キロメートルで沈没した当該プレジャーボートが発見されたが、船長は現在も行方不明。

船長の救命胴衣の着用については未確認。事故当日の9月8日は海上警報が発表中。

○ 漁船同士の衝突【負傷あり】

12月2日、鳴門海峡の北側付近において、漁場を移動するため航行中の一人乗り漁船Aの船首が一人乗りで漂泊中の漁船Bの船尾に衝突し負傷。その後、両船ともに自力で帰港。両船長は救命胴衣非着用。

主な人身事故等の事例

○ プレジャーボートからの海中転落【負傷なし】

3月27日、鳴門海峡鳴門大橋付近において一人乗りプレジャーボートで釣り中のところ、釣り竿が海中に落ちそうになったため勢いよく掴もうとしたところ、船長が誤って海中転落。船長は救命胴衣を着用していたため、付近航行船舶に発見後救助。負傷なし。

○ プレジャーボートからの海中転落【死亡】

4月8日、プレジャーボートが釣りのため阿南市富岡港を出港し未帰還であったところ、4月9日、阿南市所在の青島の岩場に乘揚げている当該プレジャーボートを発見。船長は行方不明だったが、4月30日、海部郡牟岐町の海岸に遺体で発見。

船長は救命胴衣非着用。事故当時の4月8、9日は海上警報が発表中。